

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第28号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>			<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から17の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
53	(略)	<p>(1) <u>第12条第1項</u> (<u>第12条第8項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p>(2) <u>第12条第6項</u> (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p>(3)～(36) (略)</p> <p>(37) 第26条の3第1項 (第</p>	53	(略)	<p>(1) <u>第12条第1項</u> (<u>第12条第10項</u>において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p>(2) <u>第12条第8項</u> (第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による届出の受付</p> <p>(3)～(36) (略)</p> <p>(37) 第26条の3第1項 (第</p>

44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の提出の命令

(38) 第26条の3第3項(第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の収去

(39)～(62) (略)

(63)～(75) (略)

44条の3の2第6項若しくは第50条の3第6項において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の提出の命令

(38) 第26条の3第3項(第44条の3の2第6項若しくは第50条の3第6項において準用する場合、第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合又は第53条第1項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)の規定による検体等の収去

(39)～(62) (略)

(63) 第44条の3の2第3項(第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)に規定する検体等の受付

(64) 第44条の3の3(第44条の9第1項の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定による届出の受付

(65)～(77) (略)

(78) 第50条の3第3項に規定する検体等の受付

(79) 第50条の4の規定によ

	(76)・(77)	(略)
(略)		

2 (略)
(権限の留保)

第2条 知事は、前条第1項の表15の項(26)から(28)まで及び(43)並びに同表18の項(5)に掲げる事務並びに同表53の項(1)から(53)まで、(55)、(58)及び(60)から(75)までに掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症に係るものに限る。）について、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

		る届出の受付
	(80)・(81)	(略)
(略)		

2 (略)
(権限の留保)

第2条 知事は、前条第1項の表15の項(26)から(28)まで及び(43)並びに同表18の項(5)に掲げる事務並びに同表53の項(1)から(53)まで、(55)、(58)及び(60)から(79)までに掲げる事務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症に係るものに限る。）について、特に必要があると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、自らこれを行うことができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。